

平成21年5月29日公布の鳥取県公安委員会規則第4号（鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 16

行 12

誤 受診命令の対象

正 受診命令の対象者